

# No CAMPUS HARASSMENT

## 1 セクシャル・ハラスメント

修学、就労、教育もしくは研究又は学生生活の場面において、他者に対して行われる性的言動で、行為者本人の意図にかかわらず、相手方にとって不快な性的行動として受け止められ、その言動への対応によって相手方に利益もしくは不利益を与えたり、又は相手方が本学で学び、研究し、働く環境を著しく損なうものを言います。

## 2 アカデミック・ハラスメント

修学、就労、教育もしくは研究又は学生生活の場面において、教育等の権威的地位を有するものが優位な立場や権限を利用し、教育を受ける権利の侵害等を生じさせる言動や差別的待遇のことで行為者本人が意図しない場合も含まれます。

## 3 パワー・ハラスメント

上位の立場にある者が職権限を利用して職務とは関係のない事項、又は職務上であっても適正な範囲を超えた事項について、下位の立場にある者に圧力を加えることです。

また、対等な関係あるいは下位の立場にある者が、言葉や強圧的な態度などによって相手の人格を傷つけるような言動・行為を行う場合も含まれます。

## 4 アルコール・ハラスメント

飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害を指します。

## 5 その他のハラスメント

性、人種、国籍、信条、門地、年齢、職業、セクシュアリティ(性的指向)、障がいの有無、身体的特徴等の属性あるいは人格等に対する言動により相手に不利益や不快感を与えたり、尊厳を損なう行為を言います。

また、個人の無意識な行動により、それぞれの価値観・考え方の相違から他人の生活環境を悪化させることを言います。

## ハラスメントを 起こさないために

- 一人ひとりがお互いの人格を尊重しあい、大切なパートナーであるという意識を持ち常に相手の立場に立って考え行動することが人間関係にとって必要なルールです。  
相手を力関係で支配し、心理的に圧迫したり、心身を傷つけるようなことは絶対にしてはいけません。  
快適な教育研究及び職場環境のもとで修学及び就労できるよう学生、教職員及びその他のすべての関係者を個人として尊重しましょう。
- 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、本人が意識していない場合でも、相手によってはそれがセクシャル・ハラスメントだと受け止められることがあります。  
相手がそれを望まない性的言動だと受け取ったら、それがセクシャル・ハラスメントになります。
- 相手が拒否したり、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返してはいけません。
- 学内だけでなく、大学の人間関係がそのまま持続する歓迎会、ゼミナール等の酒席の場におけるハラスメントについても注意する必要があります。
- ハラスメントが否かについて、相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。  
相手方が意思表示できないことをもって、それを同意・合意と勘違いしてはいけません。  
また、ハラスメントを受けたとき、相手にはっきりと「ノー」と言えなかったとしても、あなたが悪いではありません。  
決して自分を責めてはいけません。



# No

## CAMPUS HARASSMENT

### ハラスメントとは

他者に対する発言・行動等が相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをハラスメントといい、たとえそのつもりがない場合でもハラスメントに該当する場合があります。

また、ハラスメントには、個人の発言・行動等がハラスメントになる対話型と個人の発言・行動等が同一環境内にいる他の者に対して、性的・威圧的な印象を与え、不快に感じさせ、環境を悪化させる環境型があります。

※ガイドライン等詳細は、本学ホームページ「ハラスメントの防止について」をご参照ください。



### ハラスメントにあったら

#### 言葉と態度ではっきり示しましょう

相手が目上の人や上級生であっても勇気を持って拒否し自分の意思をはっきりと相手に伝えることが大切です。自分一人では言えないときには、周囲の人に助けを求めましょう。相手に「ノー」と言えなくても自分を責めないようにしましょう。一人で悩まず、誰かに相談しましょう。

#### 具体的な記録を残しましょう

「いつ・どこで・誰から・どのようなことを」等について、記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいるときにはその人に、後で証言してもらうことの確認をとっておきましょう。

#### 自分の周囲でハラスメントに あっている人がいたら…

勇気を持って助けてあげましょう。被害者の証人になったり、相談に乗ってあげたり、相談員のところへ同行してあげましょう。相談は、相談申請フォーム(右下のQRコード)、電話、手紙、来室等、いずれの方法でも受け付けています。一番利用しやすい方法で相談してください。

#### ハラスメント対策委員会は プライバシーを守ります

ハラスメント対策委員会は、本学構成員に関わるハラスメント問題が生じたときに、迅速かつ適切に対応するための学内組織です。安全で良好な学習・研究・就労環境を確保するために大学全体で取り組んでいきます。ハラスメント対策委員会委員が相談員となっています。相談員は、被害を受けた人と一緒に解決の道筋を考え、人権侵害から被害者を守り、権利回復のための支援を行います。

相談者の名誉やプライバシーを守りますので安心して相談してください。相談内容や相談者の個人情報を正当な理由なく漏らすこともありません。

### ハラスメントの 相談体制

ハラスメントを受けた人は、以下の相談窓口(教育企画部学務課、保健室又は相談員)に相談申請をしてください。

相談申請は、相談申請フォーム(下記QRコード)、電話、手紙、来室等いずれの方法でも受け付けています。一番利用しやすい方法で相談してください。

相談員は、どのような解決方法があるのか、そのためにはどのような手続きが必要なのかなどを説明し、問題点の整理や解決に向けて相談者が行動できるようサポートします。相談者の意向に応じて、より詳細な調整や調査が必要と判断した場合、ハラスメント対策委員会に申し送りをします。

ハラスメント対策委員会は、相談内容により、調整、調査等の必要な対応を行います。

相談申込 相談窓口(学務課、保健室または相談員)

相談室

相談員が相談の概要をお聞きします。どのような解決方法があるのか一緒に考えながら、相談の内容を整理していきましょう。

ハラスメント対策委員会

調整  
調査

必要に応じて、相手方や関係者と個別に面談し事実関係を明らかにしたうえで相手方に対する注意や調整など適切な対応をとります。

相談終了

相談窓口

教育企画部学務課(月～金)9:00～17:15  
TEL.0796-34-8129

保健室(月～木)9:30～16:15(金)9:30～16:30  
TEL.0796-34-8157

ハラスメント対策委員会委員(相談員)  
相談申請フォーム(QRコード)  
URL [bit.ly/nch\\_application](https://bit.ly/nch_application)



※教職員の方は学外専門家に直接お繋ぎすることも可能です。詳細は本学ホームページ「ハラスメントの防止について」をご参照ください。